

実績評価書

資料1-2

(厚生労働省24(IX-1-1))

施策目標名	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(施策目標IX-1-1)																																																			
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・新しい年金制度の制度設計を着実に進める ・現行の公的年金制度を改善する ・国際化の進展への対応を図る																																																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としています。 今日の年金制度は、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、世代間の不公平などの問題に直面しており、これらに対応するため、持続可能性の確保と機能強化が求められています。 年金制度改革では、高齢化が一層進んだ社会においても、国民皆年金を堅持したうえで、より受益感覚が得られ、納得感のある年金制度を実現するとともに、世代間の公平の見地から、年金制度を「全世代対応型」への転換を目指しています。 【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第111号) 等																																																			
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)公的年金制度運営諸費(全部) [平成24年度予算額:278,835千円]																																																			
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独立行政法人の運営費交付金は含まれない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の 状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>252,658</td> <td>211,400</td> <td>469,632</td> <td>301,808</td> <td>278,835</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-16,498</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>236,160</td> <td>211,400</td> <td>469,632</td> <td>301,808</td> <td>278,835</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>173,186</td> <td>135,692</td> <td>206,044</td> <td>182,377</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>73%</td> <td>64%</td> <td>44%</td> <td>60%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	252,658	211,400	469,632	301,808	278,835	-	補正予算(b)	-16,498	0	0	0			繰越し等(c)	0	0	0	0			合計(a+b+c)	236,160	211,400	469,632	301,808	278,835		執行額(千円、d)	173,186	135,692	206,044	182,377			執行率(%、d/(a+b+c))	73%	64%	44%	60%		
区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額																																													
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	252,658	211,400	469,632	301,808	278,835	-																																													
	補正予算(b)	-16,498	0	0	0																																															
	繰越し等(c)	0	0	0	0																																															
	合計(a+b+c)	236,160	211,400	469,632	301,808	278,835																																														
執行額(千円、d)	173,186	135,692	206,044	182,377																																																
執行率(%、d/(a+b+c))	73%	64%	44%	60%																																																
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(概要・記載箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「新成長戦略」について(閣議決定)</td> <td>平成22年6月18日</td> <td>社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))</td> </tr> <tr> <td>社会保障・税一体改革大綱(閣議決定)</td> <td>平成24年2月17日</td> <td>第3章 具体的内容(改革項目と工程) 4. 年金</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人の制度及び組織の見直しの 基本方針(閣議決定)</td> <td>平成24年1月20日</td> <td>(別紙)各独立行政法人について講すべき措置</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)	「新成長戦略」について(閣議決定)	平成22年6月18日	社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))	社会保障・税一体改革大綱(閣議決定)	平成24年2月17日	第3章 具体的内容(改革項目と工程) 4. 年金	独立行政法人の制度及び組織の見直しの 基本方針(閣議決定)	平成24年1月20日	(別紙)各独立行政法人について講すべき措置																																							
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																																		
「新成長戦略」について(閣議決定)	平成22年6月18日	社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))																																																		
社会保障・税一体改革大綱(閣議決定)	平成24年2月17日	第3章 具体的内容(改革項目と工程) 4. 年金																																																		
独立行政法人の制度及び組織の見直しの 基本方針(閣議決定)	平成24年1月20日	(別紙)各独立行政法人について講すべき措置																																																		

		施策の進捗状況(実績)	目標
			24年度
指標3 現行年金制度の改善		社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)において、「新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。また、新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるには相当の期間が必要であり、その間は新制度と旧制度の両方から年金が支給されることとなる。このため、新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る。」としています。このため、今通常国会に社会保障・税一体改革関連の3法案を提出しました。	必要な制度改正
指標4 年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革		施策の進捗状況(実績)	目標
		独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)において、年金積立金管理運用独立行政法人を固有の根拠法に基づく法人とするとしたことから、年金積立金の管理運用組織の見直しの検討を行うため、平成24年7月に有識者会議を設置する予定です。	24年度 法案提出
有効性の評価		<p>【指標1について】 ○平成23年度においては、ブラジル及びイスイスとの間で社会保障協定の発効に至りました。平成24年3月31日時点で、14カ国との間で協定が発効されており、社会保障協定による経済効果(※)は約660億円にのぼっています。このように、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することを通じ、国際化の進展への対応が図られたと評価できます。 ※ 在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計(年額)</p> <p>【指標2について】 ○新しい年金制度を実際の社会・経済に即したものとしていくためには、具体的なデータに基づいて制度設計する必要があることから、所得把握調査はこのためのデータを提供するという点において、目標の達成に向けた有効な手段であると評価できます。 また、新しい年金制度の制度設計では、諸外国の制度も参考にする必要があることから、平成22年度に引き続き平成23年度においても、海外出張や文献等による諸外国の制度調査を行い、新しい年金制度を創設するという目標の達成に向けた有効な手段であると評価できます。</p> <p>【指標3について】 ○今回の3法案は、平成16年の年金制度改革以後に残された課題を網羅的に検討し、優先順位をつけて財源を確保した上で提出しているものであり、法案が成立すれば、これらの課題の解決に資することから、3法案の提出は、目標の達成に向けた有効な手段であると評価できます。</p> <p>【指標4について】 ○平成24年7月に設置する予定の有識者会議において、新法人の在り方について議論を行い、その結果を踏まえ、平成25年通常国会に新法人の根拠法案を提出する予定であるため、年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革に資するものであると評価できます。</p>	
評価結果と 今後の方向性	効率性の評価	<p>【指標1について】 ○社会保障協定については、新規に開始した2カ国との予備協議等を含め、相手国政府等と平成23年度中に14回の協議を行いました。また、平成23年度中にイスイスとの間で行政取決めの署名を行いました。さらに、平成24年3月にはブラジル及びイスイスとの間で社会保障協定の発効に至っており、社会保障協定による経済効果(※)は約660億円にのぼっています。以上のことから、効率的に施策を実施したと評価できます。 ※ 在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計(年額)</p> <p>【指標2について】 ○所得把握調査は、新しい年金制度の制度設計に必要な国民所得の状況に関して、関係者間で共通の認識を形成し、議論を促すことになることから、新しい年金制度を創設するという目標の達成に向けた効率的な方法であると評価できます。 また、諸外国制度を参考にすることも、関係者間の議論を促すことになることから、新しい年金制度を創設するという目標の達成に向けた効率的な方法であると評価できます。</p> <p>【指標3について】 ○今回の3法案の提出は、平成16年の年金制度改革以後の残された課題を網羅的に検討し、財源を確保するとともに1つの政策パッケージとして提案するものであり、法案の立案過程における関係者の調整や、成立後の施行に向けた準備作業を総合的に実施することが可能であるので、目標の達成に向けた効率的な方法であると評価できます。</p> <p>【指標4について】 ○年金積立金の管理運用組織の見直しにあたっては、法人のガバナンスの在り方等の専門的な議論が必要であることから、平成24年7月に設置する予定の有識者会議において、各分野の有識者に集まって議論していただき、その結果を踏まえて見直しを行っていくことは効率的であると評価できます。</p>	

評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】</p> <p>当施策目標では、現行年金制度の改善と新しい年金制度の設計、そして国際化の進展への対応を柱として取り組みました。有効性および効率性の欄のとおり、着実な成果を挙げていると考えます。</p> <p>社会保障協定は既に14カ国との間で発効しており、国際化の進展への対応を図っております。</p> <p>また、現行年金制度の改善のための法案提出は、現在の課題を克服し、国民の信頼を得る年金制度を確立するために必要です。これまで実施してきた調査は、新しい年金制度の創設に向けての指針になるものです。</p> <p>さらに、年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革については平成24年7月に設置する予定の有識者会議の設置準備等、必要な作業を着実に進めています。</p> <p>このように、平成23年度においては年金制度の改革および発展に向けた活動ができ、一定の成果を得ることができました。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成24年度は、平成25年国会への新しい年金制度の関連法案提出に向けて準備を進めるとともに、社会保障・税一体改革大綱で「引き続き検討する」とされた現行の年金制度の改善項目についても検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、平成24年度は、今回の評価で今後も必要と判断した調査や、社会保障協定のさらなる推進を図ります。さらに、年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革については、有識者会議等を通じて、今後の道筋をたてる年度にしたいと考えています。</p> <p>これらにより、「国民に信頼される持続可能な公的年金制度」を目指して参ります。</p>
-----------------------------------	---

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	
	税制改正要望について	
	機構・定員について	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) URL:http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf ・新成長戦略(首相官邸HP) URL:http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/ ・独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定) URL:http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/03/pdf/120120_khoshin.pdf ・平成23年度行政事業レビュー 公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費 URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0474.pdf
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 藤原禎一 参事官(資金運用担当) 原口真 年金課長 梶尾雅宏 首席年金数理官兼数理課長 安部泰史 国際年金課長 日原知巳	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----	--------	--	----------	---------